

講師等謝礼取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）が行う業において、講師等（講師、講演者など）への謝礼に関する取扱いを定める。

(適用範囲)

第2条 謝礼の適用は、次に該当する行事を対象とする。

- (1) 埼環協が主催する記念式典等の催し
- (2) 埼環協（各委員会主催も含む）が主催する講習会、研修会及び講演会

(謝礼)

第3条 第2条に該当する講師等の謝礼は、次の表のとおりとする。資料提供とは、講師等が作成した行事で配布提供する資料を指す。また、交通費はこれに含めない。

講師	資料提供	資料提供がある場合		資料提供がない場合	
	講演時間	1時間以上	1時間未満	1時間以上	1時間未満
埼環協会員		20,000円	10,000円	10,000円	5,000円
埼環協会員以外					
適用1		50,000円	20,000円	20,000円	10,000円
適用2		20,000円	10,000円	10,000円	5,000円

※適用1は、国の委員経験の教授級、適用2は、県の委員経験の教授級及び准教授級
 ※研究者でない場合（民間出身者、メーカー等）は、適用2とする。

(謝礼の特例)

第4条 第3条（2）の講師等の所属が外部機関等の場合の謝礼において、この規程に定める金額に準拠しにくい特別の事情がある場合には、行事を担当する委員会委員長および会長の承認により、100,000円以内の範囲で謝礼金（物品等も含む）を定めることができる。

(交通費の支給基準)

第5条 講師等の謝礼のほかに、交通費の実費相当額を支給することができる。

(宿泊を伴う場合の支給基準)

第6条 宿泊を要する場合には、上限を12,000円として、その実費相当額を支給す

ることができる。

(その他)

第7条 講師等の謝礼に関するその他の取扱い事項が生じた場合には、会長、副会長、講演会等を担当する委員会委員長、事務局で協議し決定する。

第8条 この規程に定めがなく必要な事項があるときは、理事会で協議し決定する。

2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、2018（平成30）年1月1日から施行する。

2 この規程は、2024年3月11日から施行する。